破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３５７号
沖縄県那覇市古島２丁目26番地７　４階
債務者　岸本　英作
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊志嶺公一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５８号
青森県八戸市大字湊町字大沢27番地８
債務者　古川　君子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１４４３号
埼玉県幸手市中１丁目６番14号　増田ビル202
債務者　成瀬　マリ（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神野　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７８号
さいたま市西区宮前町614番地23
債務者　高橋　泰寿
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞砂　一也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
奈良県大和郡山市千日町33番地18
債務者　本間　俊行
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　裕次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
岩手県奥州市水沢区西上野町10番16号
債務者　鈴木　吉野
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第４７号
岩手県奥州市水沢区西上野町10番16号
債務者　鈴木　明昌
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第６４４号
兵庫県尼崎市立花町４丁目８番15号ハイツ香松205号
債務者　納元　政子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５５号
佐賀県佐賀市大和町大字東山田2150番地２
債務者　西野　和彦
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６０号
愛知県岡崎市竜美旭町７番地15　ハイツ茜Ａ―204、前住所愛知県岡崎市日名南町17番地12　アドバンス日名203
債務者　ラストリーフこと　那須　一博
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
富山県高岡市井口本江506番地５、前住所富山県高岡市三女子136番地４
債務者　舘　　芳美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越後　雅俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１００号
富山県高岡市波岡174番地２
債務者　大野木りつ子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越後　雅俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１１１号
富山県射水市三ケ1558番地１　コンフォートレジデンスⅡ―101
債務者　棚田　冨男
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入江　佑典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４１５号
金沢市西泉２丁目62番地
債務者　飯尾　具視
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　押野　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１８号
神奈川県藤沢市善行団地３番　善行第三団地第21号棟第106号室、住民票上の住所三重県桑名郡木曽岬町大字栄98番地53
債務者　岸　　孝一
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉岡　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
神奈川県藤沢市善行団地３番　善行第三団地第21号棟第106号室、住民票上の住所三重県桑名郡木曽岬町大字栄98番地53
債務者　岸　　妙子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉岡　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地58番地１
債務者　岸　　誠二
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉岡　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係